



濫用等の恐れのある医薬品の ネット販売について

2024年11月25日

市販薬の濫用に関する喫緊の課題について

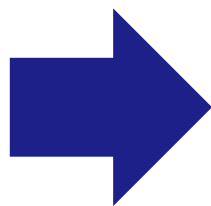
喫緊の課題：若年者による市販薬のオーバードース（濫用）対策

配慮すべき事項：セルフメディケーションに有用な市販薬への全国各地の適正利用者によるアクセスや利便性の確保

解決すべき問題	対策として考えられること
濫用に用いられる成分を含有した市販薬の存在	<ul style="list-style-type: none">・市販薬に含まれる成分の危険性と有用性の再評価・中毒や濫用のリスクが極めて高い成分の別成分への置き換え
濫用の背景にある若年者の孤立や家庭の問題	<ul style="list-style-type: none">・相談窓口の周知・広報・濫用が疑われる者や支援が必要と思われる者に資格者が接した際の相談窓口との連携（資格者のゲートキーパーとしての役割）
若年者による対象市販薬の大量・頻回購入・万引き	<ul style="list-style-type: none">・マイナンバーに紐づけた全国全店舗における販売管理（最も厳格）・同一店舗における販売履歴に基づく販売管理（具体的方策によって厳格さに濃淡がありうる）・一度の購入個数・内容量の制限・実物の陳列場所の制限
その他	<ul style="list-style-type: none">・濫用を肯定したり自慢したりするSNS投稿等への対応

※太字は販売時に実施可能な対策

濫用に用いる市販薬の入手経路は店舗販売が主である一方、10/31時点の厚生労働省のルール案では、指定された成分を含む濫用等の恐れのある医薬品について、20歳未満への販売、20歳以上への大容量製品（定義未定）や複数個の販売については従来認められてきた**ネット販売を一律禁止し、対面またはビデオ通話を義務付ける**としている。ネット販売を通じて濫用に用いる市販薬を入手している報告もされている状況も鑑み、現行ルールの徹底および追加的な対策を講じたうえでネット販売も認めるべきではないか。



現行のルールとネット販売の課題、追加対策について

現行のルール ○：義務 △：努力義務 —：規定なし

(対面もネットも同じルール)

現行のネット販売の課題

➤ 具体的方法についてルールが無く、確認方法や実施状況にばらつきがある

➤ 店舗によっては、注文に際して複数個買い物かごに入れられるようになっており、複数個同時注文がしやすい

➤ 基本的に申告ベースであり、見た目では判断できない

➤ 連絡先の記録は確実に行われている一方、店舗によっては販売履歴が活用されておらず、過去履歴との照合ができていない

※対面ネットも、他店での購入状況については申告ベースであり、課題がある。マイナンバーカードと紐づけた全国一律のデータベース等の整備ができれば正確な確認や厳格な管理が可能だが、直ちに実現は難しい状態

➤ 注文前後で濫用に関する注意喚起や相談窓口の周知等が積極的には行われていない

➤ 各地の相談窓口に繋げることを意識した活動はされていない

※店頭販売と異なり、陳列場所に関する課題はなし(万引き防止等)

追加対策の案 ※現在ネット販売禁止の案が出ている対象について、ネット販売が継続できるようになった場合を想定

➤ 注文に際し、問診票を設置、項目ごとに、複数の選択肢から選ばせるなど能動的に状況を申告させ、資格者がその内容を確認する

➤ 注文に際して1つしか買い物かごに入れられないようにし、複数個同時購入を防ぐ(複数個の購入を希望する場合には予め資格者に相談しない限り注文できないようにする)

➤ 本人確認済/決済手段/携帯電話の通信契約等と紐づけたアカウント等、なりすまし困難な客観的データに基づいて氏名年齢を確認する

➤ 配送先を同一住所に限定する(コンビニ受取や転送不可)

➤ 販売記録を保存(注文後、資格者の判断により販売しなかった記録も含む)
※必要な保存期間は要検討

➤ 資格者が過去の販売記録を確認し、濫用のおそれが疑われる場合は、注文者への追加確認を行い、合理的な理由が確認できない限り販売をしない

➤ メール、メッセージツール、電話等で資格者が注文者に追加確認や情報提供を行う(第1類医薬品の販売ルールと同様1往復以上のやりとり)

➤ 販売ページ上に使用上の注意や濫用に関する注意事項、濫用に関する相談窓口の情報等を掲載する

➤ 配送から一定期間経過後、服用で問題が生じていないかの確認や、相談窓口の情報等についても記載したメールを送信する

✓ 濫用に関する相談があったり、支援が必要と思われる利用者がいた場合には、資格者が個別の状況に応じて情報提供し各地の相談窓口へ繋げる

追加対策を導入した場合のネットでの購入ステップのイメージ

※ 現在ネット販売禁止の案が出ている対象について、ネット販売が継続できるようになった場合を想定

①商品ページ上で注意喚起・相談窓口情報の掲載

商品情報 商品詳細 ショップ情報

商品説明

必ずご確認ください

このお薬は厚生労働大臣が指定する「**濫用等のおそれのある医薬品**」に該当します。

当店又は他店にて同じ医薬品や他の「**濫用等のおそれのある医薬品**」を同時期にご購入された方は、ご注文前に薬剤師・登録販売者にご相談ください。
[「濫用等のおそれのある医薬品」の説明はこちらODについて相談してみませんか](#)

当店薬剤師又は登録販売者への相談窓口は当ページの「**■医薬品販売店舗について**」をご確認ください。

ご注文は、当ページにある質問にご回答いただき、ご購入のお手続きをお進めください。ご注文確定後、薬剤師・登録販売者がお客様の回答内容を確認し、販売できないと判断した場合は、このお薬のご注文をキャンセルさせていただきます。あらかじめご了承ください。
※このお薬以外の商品を一緒にご注文されている場合は、そちらのみ発送させていただきます。

[お店TOP](#)>[医薬品](#)>[風邪薬](#)>[咳止め・去たん](#)>[咳止め・去たん錠剤](#)>エスエスブロン錠(セルフメディケーション税制対象)(84錠)

お一人様1個まで。

ショップへ相談

【この説明書は、本剤とともに保管し、服用の際には、必ずお読みください。】

エスエスブロン錠 【第2類医薬品】

クーポン

購入手続きへ

②問診票で情報収集

【第2類医薬品】エスエスブロン錠(セルフメディケーション税制対象)(84錠)【プロシ】

1,307円(税込) +税別70円

11/10 12:00までの注文で最短11/11にお届け

151ポイント
(10倍)

購入する方の年齢 (必須)

選択してください

同時期に同じ医薬品を他店で購入しましたか (必須)

選択してください

同時期に類似薬を他店で購入しましたか (必須)

選択してください

症状または使用目的をお選びください (必須)

選択してください

定められた用法用量を守って使用しますか (必須)

選択してください

事前に薬剤師又は登録販売者に使用の可否を相談しましたか (必須)

選択してください

事前に医師に使用の可否を相談しましたか (必須)

選択してください

数量 1

数量は1しか選択できない

買い物かごへ

④買い物かごに入れる際にも注意喚起等を掲載

■ 医薬品をご購入の方へ

【第2類医薬品】エスエスブロン錠(セルフメディケーション税制対象)(84錠)【プロシ】

- これは医薬品です。ご購入の前に、ご自身で必ず注意書きをお読みになり、内容について了承したうえで、ご注文ください。
- この商品は楽天市場に出店しているショップ 美天24 が販売しています。ご不明点、ご質問は、[美天24](#)までご連絡ください。

■ 使用してはいけない方
以下の項目に該当する方はこの医薬品を使用することができません(購入できません)。このお薬や症状について気になることがある、あるいは、薬剤師や登録販売者の意見を参考にしたい12才未満である
このお薬を服用している間に、以下のいずれかの医薬品を使用する他の鎮痛去痛薬、かぜ薬、鎮静薬、抗ヒスタミン剤を含む飲み薬など(鼻炎用内服薬、乗物酔い薬、アレルギー薬、催眠鎮静薬など)
このお薬の使用期間中に乗物または機械類の運転操作をしなければならない
授乳中である
このお薬を多めに服用する
このお薬を連続して使用している

■ 事前に相談が必要な方
以下の項目に該当する方は購入前に薬剤師または登録販売者へご相談ください。
医師の治療を受けている
妊娠中である、または妊娠しているかもしれない
55才以上である
薬などによりアレルギー症状を起こしたことがある
発熱、排便困難の症状がある
医師から心臓病、高血圧、糖尿病、糖尿病、糖尿病、甲状腺機能障害、呼吸器障害、閉塞性睡眠呼吸障害、肥満症の診断を受けた

■ ご購入に際し、下記注意事項を必ずお読みください。
ここでは、知っておいていただきたい主な事柄だけが書かれてあります。ご使用の際には「用法・用量」を守り、添付文書(説明書)もしくは本サイトの商品画面に記載されております、「使用上の注意」をよくお読みになってください。
まれに以下の重篤な症状が起こることがあります。その場合は直ちに医師の診察を受けてください。症状の詳細は添付文書(説明書)を参照してください。症状の名称：再生不良性貧血、無顆粒球症、呼吸抑制
1~6回服用しても症状がよくならない場合は服用を中止し、このお薬の添付文書(説明書)もしくはこのお薬(本品)を持って医師、薬剤師または登録販売者にご相談ください。※第1類医薬品の場合は医師または薬剤師にご相談ください。

ここでは、主な事柄のみ記載しております。ご使用の際には「用法・用量」「使用方法」を守り、必ず添付文書をよくお読みになってください。
掲載されている製品に関する情報は、随時、最新情報に更新するよう努めておりますが、実際の添付文書の記載とは異なっている場合もございますので、必ず製品に入っている添付文書をよくお読みいただいた上で、ご使用ください。

「使用してはいけない方」「事前に相談が必要な方」の項目に該当しません。
注意事項を確認し理解したうえで注文します。
内容に同意し買い物かごへ進む

上記事項に該当する方は、以下までご連絡ください。
折り返し弊社・薬剤師よりご連絡させていただきます。
メールアドレス: rakuten24_8@shop.rakuten.co.jp
電話番号: 050-5577-5043

⑥注文手続き完了(配送先にコンビニやロッカーは選択できない)

⑦資格者が注文内容や問診票の内容、同一人物への過去の販売記録を確認し、頻回購入でないかや濫用の疑いが無いかチェック

代用チェック
 郵便番号登録 (郵便) 特設窓口(即日購入) (特設) 楽送便 (楽送)

商品登録 (特記) 代引/決済決済 (代引)

商品登録番号 : 30

検索 **全てチェック** **クリア**

検索結果

1件 (全1件/1件~1件)

NO	WIS注文番号/セ	ルIDWIS注文番号	本サイト/セ	ル注文番号	注文日時	翌日配達フラグ	本誌配達日	販売番号	注文費	店舗	最終メ	ルID機
1	2500-0011-1927-2		1936/7-20231109-	00231	2023/11/09 14:02	速達配送	2023/11/11			美天24 ヘルスクエア	2023/11/09 14	

1件 (全1件/1件~1件)

一括更新

⑧資格者が注文内容・問診票の内容・過去の履歴等を確認し、必要と判断した場合には、注文者にメール等で連絡を取り、さらに詳しく情報収集する

⑨注文内容・問診票の内容・過去の履歴等を踏まえた情報提供を資格者がメール等で行う

⑩医薬品を注文者の住所に発送する

⑪一定期間経過後、服用で問題が生じた場合には資格者や医療機関等に相談するよう促し、濫用に関する相談窓口の情報等についても記載したメールを送る

【医薬品の使用に関するご案内】

〇〇様

この度は、□□をご利用いただきありがとうございました。

お買い求めいただいた医薬品の服用後に体調等に問題が生じていませんか。

...

⑤本人確認済みアカウントや決済手段と紐づいているアカウント等でログインしてもらい、氏名と年齢を連携

ネット販売可能なのは
 青枠の20歳以上かつ
 小容量(定義未定)1個のみ

(1) 医薬品の販売区分及び販売方法の見直し

③ 濫用等のおそれのある医薬品の販売

【背景】 若年者を中心に一般用医薬品の濫用が社会問題化しており、啓発等も含め対策が行われている。現状の販売規制（薬局等の遵守事項として、省令により、若年者に氏名年齢の確認をする、適正使用に必要な量（原則として1包装）のみの販売とし、それ以上購入する場合には理由を確認する）では遵守状況含め不十分な状況であり、実効性を高める必要がある。

- 【方策】**
- 指定する成分を含有する市販薬（医療用医薬品以外の医薬品）の販売方法（必要事項の確認等）について、薬局等の遵守事項から独立させた規定として法令上整備。
 - 原則として小容量1個の販売とし、20歳未満の者に対しては複数個・大容量の製品は販売しない。
 - 販売時の購入者の状況確認・情報提供を義務とする。
 - 資格者による購入者の状況確認・販売可否の判断のため、また、必要な場合に支援につなげる等の資格者がゲートキーパーとしての役割を果たすことを期待し、購入者の状況の確認及び情報提供の方法を対面又はオンラインとする（20歳以上の小容量1個販売時を除く）。
 - 医薬品の外箱に注意喚起を表示する。
 - 頻回購入の防止、情報提供の実効性の担保のための対応については、店舗の実情等を踏まえ業界で自主的な取組を進めるためGL作成
⇒追加の措置については取組状況を踏まえ検討

	現状		改正案		
	若年者	若年者以外	20歳未満	20歳以上	
	(包装サイズ区別なし)		小容量(注1)	小容量	複数・大容量
確認・情報提供の方法	-		対面orオンライン	対面、オンラインor通常のインターネット販売等	対面orオンライン
購入者の状況確認	△		○		○
複数購入理由の確認	○(省令)		/		
氏名等の確認	○(氏名年齢) (省令)	-	○(氏名年齢) (独立した規定として整備)	必要な場合(注2) ○ (独立した規定として整備)	○ (独立した規定として整備)
同一店での頻回購入対策	△(連絡先の記録等)		△(連絡先の記録等)	△(連絡先の記録等)	△(連絡先の記録等)
他店での購入状況	-		+ ○(頻回購入対策を整理の上手順書を整備)	+ ○(頻回購入対策を整理の上手順書を整備)	+ ○(頻回購入対策を整理の上手順書を整備)
他店での購入状況	○		○	○	○
濫用等に関する情報提供	△		○		○
陳列場所	(情報提供場所から7m以内)		購入者の手の届かない場所 / 継続的に配置された専門家から目の届く範囲* (購入者の状況を選別して確認できる必要な体制の整備が前提)		

注1 20歳未満の者には複数・大容量は販売しない。
 注2 頻回購入の防止のため、次の場合に氏名等の確認を行う。
 ・対面又はオンライン等により、購入者が未成年ではないことが確実に確認でき、また、購入者の状況も確認できる場合において、購入者の状況も踏まえ資格者が必要と判断する場合。
 ・インターネット販売等非対面での販売の場合。

(* 情報提供場所から7m以内)

参考：新経済連盟の案

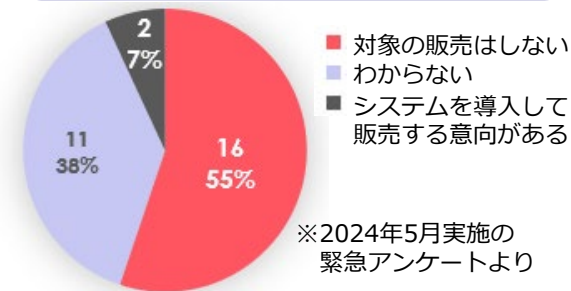
	現状		新経連案					
	若年者	若年者以外	20歳未満			20歳以上		
	(包装サイズ区別なし)		小容量1個		小容量1個		複数・大容量	
確認・情報提供の方法	—		対面or オンライン	通常の ネット販売	対面orオンラ イン	通常の ネット販売	対面or ビデオ通話	通常の ネット販売
購入者の状況確認	△		○	○	○		○	○
複数購入理由の確認	○						○	○
氏名等の確認	○ (氏名年 齢)	—	○ (氏名年齢)	○ (氏名年齢)	○ 必要な場合	○	○	○
同一店での 頻回購入対策	△ (連絡先の記録等)		△ (連絡先の 記録等)	○	△ (連絡先の記録等)		△ (連絡先の 記録等)	○
	—		○ (頻回購入対策を 整理の上 手順書を整備)	○ (頻回購入対策を 整理の上 手順書を整備)	○ (頻回購入対策を 整理の上 手順書を整備)	○ (頻回購入対策を 整理の上 手順書を整備)	○ (頻回購入対策を 整理の上 手順書を整備)	○ (頻回購入対策を 整理の上 手順書を整備)
他店での購入状況	○		○	○	○		○	○
濫用等に関する 情報提供	△		○	○	○		○	○
陳列場所	(情報提供場所から7m以 内)		購入者の手の届かない場所／情報提供場所から7m以内(必要な体制整備が前提)					

※20歳未満には複数・大容量は販売しない

参考：オンライン(ビデオ通話)を必須とした場合の影響

- ビデオ通話の実施には、新たな設備投資が必要になり、また購入ステップも複雑になるため、**多くの既存の医薬品販売事業者にとってハードルが高く、対象の販売を諦める可能性が高い**
- 大学生を含む20歳未満の消費者はネットで風邪薬等を買えなくなり、20歳以上の消費者も、正当な理由があっても大容量も複数個もネットでは買えなくなる可能性がある

現在対象の医薬品をネットでも販売している事業者のビデオ通話システム導入の意向



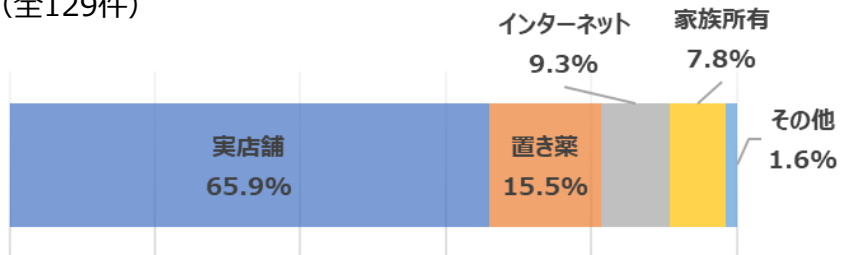
導入へのハードル	課題
ビデオ通話システムと設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 予約システムや受注システムとの連携を考慮したビデオ通話システムの導入が必要であるが、既存のECサイトやECプラットフォームとは連携できない可能性もある ✓ ビデオ通話用の場所を確保する必要がある ✓ ECサイトやECプラットフォームのIDとは別のアカウントを作成してもらわないといけない可能性がある
ビデオ通話予約システムの導入	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 受注システムやビデオ通話システムとの連携を考慮した予約システムの導入が必要であるが、既存のECサイトやECプラットフォームとは連携できない可能性もある
ビデオ通話・予約・受注システムの連携	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 注文時に空き枠からビデオ通話の予約ができ、予約をするとビデオ通話システムへの接続情報等が配信されるように設計しないと極めて不便だが、連携には開発コスト等ハードルが高くなる恐れがある
購入者にとってのハードル	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ビデオ通話の予約枠は店舗の営業時間中に設けることになるため、営業時間と予約枠と注文者の都合が合わない限り購入ができなくなる ✓ ビデオ通話をする環境を注文者側も整える必要があるため、外出時や仕事の休憩中などにはビデオ通話がしづらく、購入ができなくなる

参考：市販薬濫用に関する調査事例

市販薬の濫用に関する調査報告では、濫用に使用した市販薬を実店舗で入手する割合が大きいことから、実店舗における対面販売での対策の重要性が指摘されているものの、濫用防止の観点から対面しないことを理由としてネット販売を否定的に捉える報告内容とはなっていない

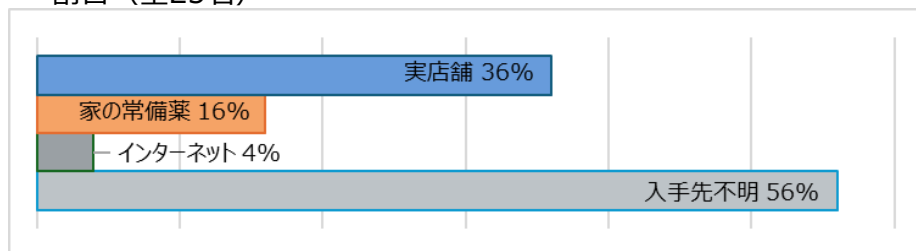
【参考】濫用に使用された一般用医薬品の入手経路に関する調査

図表1：一部の医療機関で依存症の患者が過量服用に使用した市販薬の入手経路の割合（全129件）



厚生労働行政推進調査事業費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業
「薬物乱用・依存状況の実態把握と薬物依存症者の社会復帰に向けた支援に関する研究」
令和4年度 総括・分担研究報告書 P6, P150

図表3：アンケート調査で市販薬濫用経験ありと回答した者が濫用に使用した市販薬の入手先の割合（全25名）



厚生労働行政推進調査事業費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関する研究」
令和5年度 総括・分担研究報告書 P89

図表2：2011年～2020年に藤田医科大学病院・救命救急センターに搬送された一般用医薬品による急性薬物中毒患者のうち20歳未満の患者の一般用医薬品の入手経路の割合（全36例）

The method of drug purchase (n = 36)	
Drugstores and other OTC vendors, n (%)	29 (80)
Internet, n (%)	1 (3)
Not clear, n (%)	6 (17)

「若年者の一般用医薬品による急性薬物中毒の現状」YAKUGAKU ZASSHI 2021年141巻
12号 p.1389-1392

薬物の入手経路について、ドラッグストアでの購入が多かった。インターネットでの購入は支払いなどの手続きが煩雑なため、手軽に購入できるドラッグストアでの購入が多いと考えられる。また、聞き取り調査によると家族と同居していることが多い若者は、ネットで購入したパッケージを家族に知られたいくないようでもある。したがって、一般用医薬品の過量服用防止策を策定するためには、実店舗におけるゲートキーパーの役割が大きな鍵となる可能性が示唆された。

厚生労働科学研究費補助金（障害者政策総合研究事業）「処方薬や市販薬の乱用又は依存症に対する新たな治療方法及び支援方法・支援体制構築のための研究」
「処方薬・市販薬過量摂取による救急搬送患者の実態と支援に関する研究」
令和5年度研究報告書 P4

市販薬を乱用している国民の多くが薬局・ドラッグストアなどの実店舗で入手している事実を踏まえると、薬剤師等による対面販売は市販薬の乱用を防止する上で重要な役割を果たすと考えられる。

厚生労働行政推進調査事業費補助金医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業「薬物乱用・依存状況の実態把握のための全国調査と近年の動向を踏まえた大麻等の乱用に関する研究」
令和5年度 総括・分担研究報告書 P17